

等級	標準報酬月額	報酬月額		健康保険			厚生年金 (坑内員・船員除く)
				介護なし 5.105%	介護あり 6.015%	介護のみ 0.910%	
健	年	以上	未満	R5.3~	R5.3~	R5.3~	R2.9~
1	58,000	63,000	63,000	2,960.9	3,488.7	527.8	8,052.00
2	68,000	73,000	73,000	3,471.4	4,090.2	618.8	
3	78,000	83,000	83,000	3,981.9	4,691.7	709.8	
4	88,000	93,000	93,000	4,492.4	5,293.2	800.8	8,967.00
5	98,000	101,000	101,000	5,002.9	5,894.7	891.8	
6	104,000	107,000	107,000	5,309.2	6,255.6	946.4	9,516.00
7	110,000	114,000	114,000	5,615.5	6,616.5	1,001.0	10,065.00
8	118,000	122,000	122,000	6,023.9	7,097.7	1,073.8	10,797.00
9	126,000	130,000	130,000	6,432.3	7,578.9	1,146.6	11,529.00
10	134,000	138,000	138,000	6,840.7	8,060.1	1,219.4	12,261.00
11	142,000	146,000	146,000	7,249.1	8,541.3	1,292.2	12,993.00
12	150,000	155,000	155,000	7,657.5	9,022.5	1,365.0	13,725.00
13	160,000	165,000	165,000	8,168.0	9,624.0	1,456.0	14,640.00
14	170,000	175,000	175,000	8,678.5	10,225.5	1,547.0	15,555.00
15	180,000	185,000	185,000	9,189.0	10,827.0	1,638.0	16,470.00
16	190,000	195,000	195,000	9,699.5	11,428.5	1,729.0	17,385.00
17	200,000	210,000	210,000	10,210.0	12,030.0	1,820.0	18,300.00
18	220,000	230,000	230,000	11,231.0	13,233.0	2,002.0	20,130.00
19	240,000	250,000	250,000	12,252.0	14,436.0	2,184.0	21,960.00
20	260,000	270,000	270,000	13,273.0	15,639.0	2,366.0	23,790.00
21	280,000	290,000	290,000	14,294.0	16,842.0	2,548.0	25,620.00
22	300,000	310,000	310,000	15,315.0	18,045.0	2,730.0	27,450.00
23	320,000	330,000	330,000	16,336.0	19,248.0	2,912.0	29,280.00
24	340,000	350,000	350,000	17,357.0	20,451.0	3,094.0	31,110.00
25	360,000	370,000	370,000	18,378.0	21,654.0	3,276.0	32,940.00
26	380,000	395,000	395,000	19,399.0	22,857.0	3,458.0	34,770.00
27	410,000	425,000	425,000	20,930.5	24,661.5	3,731.0	37,515.00
28	440,000	455,000	455,000	22,462.0	26,466.0	4,004.0	40,260.00
29	470,000	485,000	485,000	23,993.5	28,270.5	4,277.0	43,005.00
30	500,000	515,000	515,000	25,525.0	30,075.0	4,550.0	45,750.00
31	530,000	545,000	545,000	27,056.5	31,879.5	4,823.0	48,495.00
32	560,000	575,000	575,000	28,588.0	33,684.0	5,096.0	51,240.00
33	590,000	605,000	605,000	30,119.5	35,488.5	5,369.0	53,985.00
34	620,000	635,000	635,000	31,651.0	37,293.0	5,642.0	56,730.00
35	650,000	665,000	665,000	33,182.5	39,097.5	5,915.0	59,475.00
36	680,000	695,000	695,000	34,714.0	40,902.0	6,188.0	
37	710,000	730,000	730,000	36,245.5	42,706.5	6,461.0	
38	750,000	770,000	770,000	38,287.5	45,112.5	6,825.0	
39	790,000	810,000	810,000	40,329.5	47,518.5	7,189.0	
40	830,000	855,000	855,000	42,371.5	49,924.5	7,553.0	
41	880,000	905,000	905,000	44,924.0	52,932.0	8,008.0	
42	930,000	955,000	955,000	47,476.5	55,939.5	8,463.0	
43	980,000	1,005,000	1,005,000	50,029.0	58,947.0	8,918.0	
44	1,030,000	1,055,000	1,055,000	52,581.5	61,954.5	9,373.0	
45	1,090,000	1,115,000	1,115,000	55,644.5	65,563.5	9,919.0	
46	1,150,000	1,175,000	1,175,000	58,707.5	69,172.5	10,465.0	
47	1,210,000	1,235,000	1,235,000	61,770.5	72,781.5	11,011.0	
48	1,270,000	1,295,000	1,295,000	64,833.5	76,390.5	11,557.0	
49	1,330,000	1,355,000	1,355,000	67,896.5	79,999.5	12,103.0	
50	1,390,000	1,355,000	1,355,000	70,959.5	83,608.5	12,649.0	

○健康保険料率 102.1/1000 介護保険料率 18.2/1000 年金保険料率 183.00/1000 子ども・子育て拠出金率 3.6/1000
 ○保険料は事業主と被保険者が折半で負担(児童手当拠出金については事業主が全額負担)
 ○納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。
 ○被保険者負担分に円未満の端数がある場合
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切捨て、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①②にかかわらず、事業主と被保険者の方で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。
 ○令和5年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。
 ※賞与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。
 ※賞与の上限は健康保険:年間573万円まで(年度ごと)、厚生年金:150万円(1ヶ月あたり)となります。
 ※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級(650千円)が設けられました。

令和五年三月発行

三月号

発行所

社会保険労務士法人
長崎市興善町四番二号

TEL(八三三)三九〇〇番
FAX(八三三)八七九二番



所報

かなはら

令和5年度 健康保険料についてのお知らせ

**健康保険料率・介護保険料率ともに
令和5年3月から **変更** となります。**
(4月納付分)

現行

10.47%

➔

令和5年3月分
(4月納付分)から

10.21%
(折半: 5.105%)

現行

1.64%

➔

令和5年3月分
(4月納付分)から

1.82%
(折半: 0.91%)

- ▶ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ▶ 変更後の健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。また、賞与については、支給日が3月1日の分から適用されます。
- ▶ 健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。
- ▶ 厚生年金保険料は変更ありません。(18.300%・折半 9.150%)

令和5年度雇用保険料率についてのお知らせ

◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)



<令和5年度の雇用保険料率>

(太字は変更部分です。)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～令和5年3月まで)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～令和5年3月まで)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～令和5年3月まで)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2023年4月1日から

中小企業事業主の皆さまへ

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

▶ 2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

※ こちらの内容につきましては令和4年10月及び令和5年1月の所報かなはらにて既出していますが重ねて掲載しております。